

麗澤瑞浪中学・高等学校

いじめ防止基本方針

平成26年6月1日策定
令和 2年6月1日改正
令和 7年6月1日改正



第 1 章 総則

（基本理念と目的）

第 1 条 「いじめ」は、その生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、まさに重大な人権侵害である。全教職員が、いじめ（助長及び傍観する行為を含む）を絶対に許さない姿勢で、いかなる些細なことであっても、必ず親身になって相談に応ずることが重要である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として常に教育活動全般において、生命や人権を大切にすることを実践するとともに、生徒一人ひとりが多様な個性を持つかけがえのない存在であることを強く意識し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底させることが重要である。

麗澤瑞浪中学・高等学校（以下「本校」という。）では、知育・徳育・体育のバランスのとれた、心身ともに健全な人間を育成するという教育理念を掲げ、生徒に自立・感謝・思いやりの心を養うことに力を注いでおり、この教育理念に基づき、「麗澤瑞浪中学・高等学校いじめ防止基本方針」（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）を定める。

（いじめの定義）

第 2 条 「いじめ」とは、「本校に在籍する生徒が、同じく在籍し一定の人間関係のある他の生徒から、心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、同生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言い、具体的な態様として次の各号をいう。

- (1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間外れ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- (9) その他、生徒が心身の苦痛を感じる行為。

（いじめの禁止）

第 3 条 本校生徒は「いじめ」を行ってはならない。

（学校及び学校教職員の責務）

第 4 条 本校及び本校教職員は基本理念にのっとり、本校在籍の生徒の保護者、地域住民、こども相談センターその他の関係諸機関と連携を図りつつ、本校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、本校生徒がいじめを受けていると思われるときには、適切かつ迅速にこ

れに対処しなければならない。

（学校いじめ防止基本方針）

第5条 本校は、「国のいじめ防止基本方針」及び「岐阜県いじめ防止基本方針」を参酌し、本校の実情に応じて、本校の「学校いじめ防止基本方針」を定める。

第2章 基本的施策

（いじめの防止）

第6条 本校は、生徒等の豊かな情操と感謝の心、前向きな心を培い、人々を幸福に導く人間性と品性を育む素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、本校の「建学の精神」である道徳科学（モラロジー）に基づく道徳教育の充実を図り未然防止に努める。またMSL（マナズ・スピリットリーダーズ）MSJL（マナズ・スピリットジュニアリーダーズ）活動などのボランティア体験を通じて、自己有用感や自己肯定感を育む教育を推進する。

（いじめの早期発見）

第7条 本校は、いじめの早期発見のために本校生徒に対して定期的にアンケート調査を行う。アンケート結果を確認後、担任は生徒からの聞き取り調査を行い、速やかにいじめ防止対策委員会にいじめに係わる情報を報告し、組織的な対応につなげる。

- | | |
|---------------------------|--------------|
| （1）生徒対象いじめアンケート調査（別表1） | 年3回（各学期） |
| （2）個別面談時の担任による生徒からの聞き取り調査 | 年3回（各学期） |
| （3）教員対象チェックリスト（別表2）の活用 | 年3回（各学期） |
| （4）保護者対象いじめアンケート（別表3）の活用 | 年2回（1学期・3学期） |

（いじめ相談体制）

第8条 本校は、本校生徒及びその保護者並びに教職員が、いじめに係わる相談を行うことができるようスクール相談員による相談体制を整備する。

（教職員の資質向上）

第9条 本校は、いじめ防止のための対策に従事する教職員の資質向上のための研修を年1回、夏に実施する。教師用チェックリスト 別表2の利用等を含めていじめへの適切な対処等のあり方について研修する。

（インターネット等によるいじめ対策）

第10条 本校は、インターネット等を通じて行われるいじめを防止するため、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行うとともに次の対策を講じる。

- | | |
|----------------------------|--------------|
| （1）保護者会における啓発周知（保護者対象） | 年1回（前期保護者学級） |
| （2）携帯・スマホ等ネットマナー研修（全校生徒対象） | 全学年 年1回 |
| （3）教科（情報）における教育指導（新入生徒対象） | 入学時 |

（資料の保管）

第11条 アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導

要録との並びで保存期間を5年とする。

麗澤瑞浪中学・高等学校 いじめ防止プログラム（年間取組計画）

時期	実 施 内 容	実 施 方 法
4 月当初	全校生徒・保護者へのいじめ防止基本方針の周知	・「麗澤瑞浪中学・高等学校いじめ防止基本方針」を本校ホームページにて確認してもらうよう周知する。全校生徒には学校集会で内容説明を行う。
4 月下旬～ 5 月上旬	第 1 回生徒対象いじめアンケート調査の実施	・記名式で行う。通学生は家で書かせ、封筒に入れて提出させる。寮生は寮担任立会いの下、友人と相談しないように書かせ提出させる。
4 月下旬～5 月上旬	第 1 回保護者対象いじめアンケート実施	・本校が指定する連絡ツールを利用して保護者対象いじめアンケートを実施する。結果を前期保護者学級で報告する。
5 月上旬	第 1 回担任から生徒への聞き取り調査	・アンケートの内容をもとに聞き取り調査を行い、結果を「いじめ防止対策委員会」に提出する。
6 月中旬	第 1 回いじめ防止対策委員会の実施	・アンケート結果のまとめと聞き取り調査の結果に基づき、いじめ防止対策委員会を招集する。
7 月下旬	教職員研修会	・資質向上のための研修を行う。
8 月下旬	第 2 回生徒対象いじめアンケート調査	・第 1 回と同様に行う。
9 月上旬	第 2 回担任から生徒への聞き取り調査	・第 1 回と同様に行う。
10 月下旬	第 2 回いじめ防止対策委員会の実施	・アンケート結果のまとめと聞き取り調査の結果に基づき、いじめ防止対策委員会を招集する。
1 月上旬	第 3 回生徒対象いじめアンケート調査	・第 1 回と同様に行う。
1 月上旬	第 2 回保護者対象いじめアンケート実施	・本校が指定する連絡ツールを利用して保護者対象いじめアンケートを実施する。
1 月上旬	第 3 回担任から生徒への聞き取り調査	・第 1 回と同様に行う。
2 月中旬	第 3 回いじめ防止対策委員会の実施	・アンケート結果のまとめと聞き取り調査の結果に基づき、いじめ防止対策委員会を招集する。

第3章 いじめの防止等に関する措置

(いじめ防止等対策のための組織)

第12条 本校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、本校の教職員、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識を有する外部専門家を構成員とした「いじめ防止対策委員会」を置く。

2 いじめ防止対策委員会の構成員は次のとおりとし、校長は必要に応じてアドバイザー及び他の教職員を構成員に加えることができるものとする。

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 校長 | 委員長 |
| (2) 教頭 | 副委員長 |
| (3) 各チームリーダー | 委員
生徒指導・特活指導・学年主任・
男女チューターチーム・学年代表（適宜） |
| (4) 養護教諭 | 委員 |
| (5) スクールカウンセラーアドバイザー | |
| (6) 校医 | アドバイザー（適宜） |
| (7) 顧問弁護士 | アドバイザー（適宜） |

(いじめに対する措置)

第13条 本校生徒及び保護者等から相談・通報によって、生徒がいじめを受けていると判断されたときは、「いじめ防止対策委員会」は、速やかにいじめの事実確認を行い、事実が確認された場合は、別表4に基づき次の再発防止策を講じるものとする。

- (1) いじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言。
- (2) 所轄警察署との連携及び通報。（いじめが犯罪行為として認定される場合）
- (3) いじめを受けた保護者及びいじめを行った保護者との情報共有。
- (4) いじめを行った生徒に対する懲戒処分。（教育上必要と認められたとき）

(いじめの「解消」の定義)

第14条 いじめに対する措置を行った3か月後（事案によって長期に渡ることもある）を目安として、被害生徒本人とその保護者に面談を行い、以下の点を確認して始めていじめの「解消」と判断する。

- (1) いじめに係わる行為が止んでいること。
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

第4章 重大事態への対処

(重大事態の基準)

第15条 いじめによる重大事態の基準は、次の各号のとおり規定する。

- (1) いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に「重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより本校に在籍する生徒が、「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくさ

れている疑いがあると認めるとき。

2 「重大な被害」とは、次の各号に示すいじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- (1) 生徒が自殺を企図した場合。
- (2) 身体に重大な傷害を負った場合。
- (3) 金品等に重大な被害を被った場合。
- (4) 精神性の疾患を発症した場合。

3 「相当な期間」とは、国の基本指針に基づき「30 日」を目安とする。ただし、目安にかかわらず、個々の状況を十分に把握しなければならない。

(重大事態への対処)

第 16 条 重大事態が発生した場合、いじめを受けた生徒の被害を最小限に抑えるとともに、別表 4 に基づき次の各号の対処を行う。

- (1) いじめ防止対策委員会を設置する。
- (2) いじめ防止対策委員会にて事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (3) いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- (4) 調査結果を学校の設置者及び岐阜県知事に報告する。

2 いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして調査等に当たる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

第 5 章 雑則

(学校評価における留意事項)

第 17 条 学校評価において、いじめ防止等の対策を取り扱う場合、いじめの事実が隠ぺいされず、いじめの実態の把握とその措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発防止の取り組み等に適正な評価が行われるよう留意する。

(事務の所管)

第 18 条 この規則に関する事務は、麗澤瑞浪事務部事務課が所管する。

(規則の改廃)

第 19 条 この基本方針（規則）の改廃は、理事会の議を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この基本方針（規則）は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この基本方針（改正）は、令和 2 年 4 月 3 日から施行する。
- 3 この基本方針（改正）は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別表 1

いじめ発見調査アンケート

「いじめ」とは、インターネット上で行うことを含め、自分の言動によって相手の心を傷つけたり、相手の身体や財産などを脅かしたりすることを指します。自分ではふざけたつもり、遊び半分のつもりでも、いじめられた相手が精神的に苦しんだり、肉体的に苦痛を感じている場合は「いじめ」にあたります。自分がされて嫌なことは、決して相手にしないことが大切です。

年 組 番 寮 ・ 通学 名前

いじめの内容			周りに されている 人がいる	自分のこと		
				されて いる	前はあ ったが 今はない	されて いない
(1)	①	周りの人から冷やかされたり、からかわれたりする				
	②	周りの人から悪口やいやなことを言われる				
	③	周りの人からおどし文句を言われる				
(2)	④	周りの人から仲間はずれにされたり、無視される				
(3)	⑤	周りの人からわざと軽くぶつかられる				
	⑥	周りの人から遊ぶふりをして、叩かれたり、蹴られたりする				
(4)	⑦	周りの人からお金を要求されたり、おごるよう言われたりする				
	⑧	周りの人から持ち物をよこすように言われる				
(5)	⑨	周りの人からお金や持ち物を隠されたり、盗まれたりする				
	⑩	周りの人から持ち物を壊されたり、捨てられたりする				
(6)	⑪	パソコンや携帯電話・スマートフォン等で、悪口をかかれたり嫌なことをされたりする				
(7)	⑫	家族から嫌なことを言われたりされたりする				
(8)	⑬	先生から嫌なことを言われたりされたりする				
(9)	⑭	先生にいじめのことで相談したいことがある (○をつけて下さい)	自分のこと	他の人の こと	特にない	
<その他、何か相談したいことがあれば書いてください>						

別表 2

■教師用チェックリスト

時系列	項目 番号	生徒への着眼観点
(1) 登校から朝の SHR	①	遅刻・欠席・早退等が増えた。
	②	SHR の健康観察の返事がない。
(2) 教科等の時間	③	教室に入れず、保健室等で過ごす時間が増えた。
	④	学習意欲が低下したり忘れ物が増えたりしている。
	⑤	授業での発言を冷やかされたり無視されたりする。
	⑥	グループにするとときに、机を離されたり、避けられ たりする。
(3) 休み時間	⑦	休み時間に一人で過ごすことが増えた。
	⑧	遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣 う。
	⑨	遊び仲間が変わった。
(4) 昼食時間 (5) 清掃時間	⑩	一人で食事をしていることがある。
	⑪	重い物や汚れた物を扱うことが多い。
	⑫	清掃時間にひとりだけ離れて清掃している。
(6) S H R から下校	⑬	責任を押し付けられたり追求されることが多い。
	⑭	SHR 終了後、用事がないのに下校。
(7) 部活動	⑮	練習の準備や後片付けを一人でしていることが多 い。
	⑯	急に部活動をやめたいとか変わりたいとかと言 い出す。
(8) 学校生活全般	⑰	グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。
	⑱	本意でない係や委員に無理やり選出される。
	⑲	衣服の汚れや擦り傷等が見られる。
	⑳	持ち物や掲示物等にいたずらや落書きをされる。
	㉑	持ち物がなくなったり壊されたりすることがある。

■保護者用いじめに関するアンケート

忌憚ないご意見をいただきたいので、記名・無記名の選択に関してはご自身のご判断にお任せしますが、後々の指導につなげるために、できるだけご記入ください。

() 年 () 組 () 番 () 寮・通学 生徒氏名 ()
保護者氏名 ()

[お子さまに関すること]

【1】お子さまの学校生活について、該当する項目に○を記入してください。

①	朝になると体の具合が悪いと言って、学校を休みたがる。	
②	家からお金を持ち出したり、預り金からの支出額が増えたりしている。	
③	ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。	
④	表情が暗く、家族との会話も少なくなった。	
⑤	食欲がなくなったり、過食気味になったり、だまって食べるようになった。	
⑥	学校で使う物や持ち物がなくなったり、壊れている。	
⑦	制服などの衣類を汚したり、理由をはっきり言わないアザや傷跡がある。	
⑧	寮から届くハガキの内容が暗い。	
⑨	電話で話している声に元気がない。	
⑩	帰寮をいやがる。	
⑪	家族から見て、今までと様子が違うと感じる。	
⑫	学校や寮をやめたい、転校したいという発言がある。	
⑬	その他 ()	

【2】お子さまがいじめや嫌がらせを受けていると感じることがありますか。感じると思われれば○を、そうでなければ×を記入してください。

【3】【2】で○の方のみお答えください。×の方は【4】へ進んでください。

(1) どのようないじめや嫌がらせを受けていると感じますか。該当する項目に○を記入してください。(複数可)

①	暴力を受けている。	
②	言葉での悪口や嫌がらせを受けている。	
③	無視や仲間外れにされている。	
④	いやなことをやらされている。	
⑤	使い走りをさせられている。	
⑥	金銭や物をとられていたり、壊されている。	
⑦	メールやツイッター、ラインなどのネット上に悪意のある書き込みをされている。	
⑧	インターネット上で無視や仲間外れにされている。(ライン外し、ブロック等)	
⑨	その他 ()	

(2) 誰からいじめや嫌がらせを受けていると思いますか(複数可)

①	同じクラスの生徒	
②	同じ寮の生徒(先輩・同学年・後輩)	
③	同じ部活動の生徒(先輩・同学年・後輩)	
④	その他()	

(3) いつ頃からいじめや嫌がらせを受けていると感じますか(1つのみ)

①	1カ月以内	
②	3カ月以内	
③	5カ月以上前から	

[お子さま以外に関すること]

【4】学校で、いじめがあると実際に聞いたことがありますか。ある方は○を、そうでなければ×を記入してください。

【5】【4】で○の方のみお答えください。×の方は【6】へ進んでください。

(1) それは誰から聞きましたか(複数可)

①	自分の子ども	
②	自分の子ども以外の生徒	
③	他の保護者	
④	教員	
⑤	スクールカウンセラー	
⑥	その他()	

(2) 誰がいじめにあっていると聞きましたか

①	同じクラスの生徒	
②	同じ寮の生徒(先輩・同学年・後輩)	
③	同じ部活動の生徒(先輩・同学年・後輩)	
④	その他()	

(3) お子さんから、クラスや寮、部活動の誰かがいじめや嫌がらせを受けていると聞いたことがあれば、聞いた内容を分かる範囲でご記入ください。

別表 4 ■いじめの発見と対応フローチャート図

